



資料提供 令和6年5月20日	
課名：広島県水道広域連合企業団 業務課	事務所名：広島県水道広域連合企業団 熊野事務所
担当者：坂本	担当者：穂坂
連絡先：050-3785-2850	連絡先：050-3785-3440

検針票の誤りについて

熊野町の一部の地域において配布した、5月分の検針票「上下水道使用水量と口座振替のお知らせ」に、検針日と消費税額の表記に誤りがあることが判明しました。

納付書の送付や口座振替は、これからの作業となるため、料金の誤請求・誤徴収は生じていませんが、検針票の記載を誤り、御迷惑をおかけしたお客様に対し、お詫び申し上げます。

1 誤表記の内容

熊野町内の818戸に対し、次のとおり誤表記した検針票を投函したものと。

- 検針日が、平成25年1月1日又は2日と表記
- 請求予定額の消費税が、5%で計算された税額が表記

2 経緯

- 熊野町内の上下水道使用水量の検針は、毎月検針員が各戸に設置の水道メーターを直接確認し、その場で検針端末に入力して、検針票「上下水道使用水量と口座振替のお知らせ」を発行し、郵便受け等に投函している。
- 5月9日にお客様から、5月分の検針票の検針日が平成25年になっていると連絡があった。
- 5月分の全データを確認したところ、818戸分の検針票で、検針日と消費税の表記に誤りがあることが判明した。

3 原因

- 検針員が、検針中に検針端末のバッテリーを交換した際、端末の日付設定が初期化（平成25年1月1日）されたことに気付かないまま検針業務を継続し、検針票を発行、投函した。
- 検針端末は、検針日で消費税率を自動計算する設定となっていたため、消費税率5%で計算された検針票が出力され、そのまま投函されたもの。

4 対応

誤った検針票を投函したお客様には、5月20日に、正しい日付・消費税を表記した検針票とお詫びの文書を再送し、訂正を行った。

5 再発防止策

水道企業団の全事務所で情報を共有し、注意喚起を促すほか、熊野事務所の全検針員に対し、日付設定方法も含め検針端末の操作方法を再研修する。

《参考：検針票の誤表記内容》

上下水道使用水量と口座振替のお知らせ
(このお知らせでは、料金のお支払いはできません。)

令和6年5月17日

検針日
平成25年1月〇日

令和6年5月		上下水
検針 順序	口径	ミリ
メーター 番号	水栓 番号	
今回 指針	前回 指針	
交換時 まで 水量	上水使 用水量	
認 定 由	下水使 用水量	
請 求 予 定 額	上水	消費税 (10%)
	下水	消費税 (10%)
	合 計 金 額	消費税率 5%で計算

広島県水道企業団 水道事業
〒780020004683

【皆様へ】メーター裏面
や物を置かないようお願いします

上記料金の引落しは当月27日（休日の場合は翌営業日）となります。

検針員

***** 分口座振替領収書

口座 振替 額	上水	*****	消費税 (10%)	*****
	下水	*****	消費税 (10%)	*****
	合 計 金 額	*****		

上記の通り ***** にご指定の
口座から振替させていただきました。

広島県水道広域連合企業団 熊野事務所
電話 820-5610